



お問い合わせ:こども育成課 ☎0949-25-2148

●保育所、認定こども園、幼稚園の利用と支給認定について

利用を希望する場合、直方市から支給認定を受けるため申請する必要があります。

認定区分	対象	利用できる施設	申込先
1号認定 (満3歳以上)	教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園	希望する園
2号認定 (満3歳以上)	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園	直方市こども育成課
3号認定 (満3歳未満)	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園	直方市こども育成課

●保育所・認定こども園について

保育所は、保護者が就労している・病気などの理由で、日中、家庭でお子さんを保育することができないときや保護者に代わって保育できる人がいない家庭のお子さんをお預かりする施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。認定こども園の保育を利用する場合は、保育所と同じく保育の必要な事由に該当する必要があります。

★保育所一覧

園名	定員	所在地	電話番号	延長保育	バス
丸山保育園	90	直方市丸山町2-47	0949-22-2471	18:00～19:00	○
西徳寺保育園	120	直方市大字山部542-3	0949-28-4154	18:00～19:00	×
萬福寺さくら保育園	120	直方市大字上頓野1435-1	0949-26-5220	18:00～19:00	×
浄蓮寺保育園	70	直方市大字永満寺1035	0949-23-2250	18:00～19:00	○
感田保育園	120	直方市大字感田2651-1	0949-26-6758	18:00～19:00	×
若草保育園	90	直方市大字下境3075	0949-24-9895	18:00～19:00	×
直方中央保育園	60	直方市知古1-7-16	0949-24-6297	18:00～19:00	×
ポッポ保育園	100	直方市大字頓野2535-44	0949-28-1766	18:00～19:00	×
下境保育園	70	直方市大字下境3990-1	0949-24-3503	18:00～19:00	×

保育所・認定こども園・幼稚園

★ 認定こども園一覧

園名	定員	所在地	電話番号	延長保育	バス
おんがの	75	直方市大字感田1539	0949-26-7510	18:00～19:00	×
新入ひまわりこども園	160	直方市大字上新入2051-1	0949-24-7800	18:00～19:00	○
新生第一こども園	75	直方市大字感田3179-2	0949-24-9323	18:00～19:00	×
新生第二こども園	100	直方市大字下新入309-1	0949-22-5536	18:00～19:00	×
植木こども園	95	直方市大字植木1099	0949-28-0142	18:00～19:00	×
認定こども園 とんの幼稚園	120	直方市大字頓野2104-5	0949-24-9513	18:00～18:30	○

● 保育所・認定こども園の利用料について

★ 第2子以降の無償化

直方市では、第2子以降のお子さんが保育所に通う場合について、利用料の無償化を実施しています。詳細はこども育成課へお問い合わせください。

★ 3～5歳児クラス

全てのこどもの利用料が無償化されます。

※認定こども園(教育)の満3歳児を含む。

※給食費のおかず代などは原則保護者負担です。

★ 0～2歳児クラス

利用料は「世帯の市民税所得割額の合計額」に応じて決まります。住民税非課税世帯は利用料が無償化されます。

● 幼稚園について

原則満3歳から小学校就学前の教育・保育や集団生活に慣れさせるなど、年齢に相応した適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

★ 幼稚園一覧

園名	定員	所在地	電話番号	開園時間 (預かり保育を含む)	バス
清光寺幼稚園	15	直方市大字中泉91	0949-24-3281	7:30～17:00	○
下境幼稚園	45	直方市大字下境2134-5	0949-22-2185	8:00～18:00	○
大和幼稚園	180	直方市大字頓野3808-1	0949-22-1820	8:00～18:00	○
直方セントポール幼稚園	35	直方市大字感田3500-2	0949-26-6007	7:30～18:00	○
浄福寺幼稚園	60	直方市大字感田879	0949-26-6866	7:30～18:30	○
新入幼稚園	35	直方市大字下新入1571-2	0949-22-4805	8:00～18:00	○
西徳寺幼稚園	60	直方市大字山部553-1	0949-22-4891	7:30～18:00	○

※土曜日、長期休暇期間については開園時間が異なる場合があります。詳しくは園へ直接お問い合わせください。

● 幼稚園の利用料について

★ 第2子以降の無償化

直方市では、就労世帯の第2子以降のお子さんが幼稚園に通う場合について、利用料の無償化を実施しています。詳細はこども育成課へお問い合わせください。

★ 3～5歳児クラス

全てのこどもの利用料が無償化されます。

※満3歳児を含む。

※給食費のおかず代などは原則保護者負担です。

★ 0～2歳児クラス

園によって異なりますので、園に直接お問い合わせください。

★ 幼稚園の預かり保育を利用する場合

利用日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※保育の必要事由に該当し、「認定」を受ける必要があります。

● 認可外保育施設等を利用する場合の無償化について

3～5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

※保育の必要事由に該当し、「認定」を受ける必要があります。

● 支給認定の手続き

▼ 幼稚園などを利用したいとき

- 1 幼稚園などに直接利用申し込みします。
- 2 申し込みした施設より内定を受けます。
- 3 申し込みした施設を通じて利用の認定申請をします。
- 4 申し込みした施設を通じて市町村より認定証が交付されます。
- 5 申し込みした施設と契約します。

▼ 保育園などを利用したいとき

- 1 市町村に「保育の必要性」の認定を申請します。
- 2 「保育の必要性」が認められると認定証が交付されます。
- 3 保育園などの利用希望を申請します。
- 4 申請者の希望や保育園などの状況を鑑みて市町村が利用調整します。
- 5 入園先が決まった後、利用予定施設と契約します。

● 支給認定証は保育所、認定こども園や幼稚園などの利用や負担額を決める重要な書類です。施設の利用に際して提示を求められることもありますので大切に保管してください。

● 申請したときの就労状況（就労先、就労時間、退職など）や家庭の状況が変わったときなどは、速やかにこども育成課までご連絡ください。